シンポジウム「医療紛争の適切な法的評価と手続選択」実施報告

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会　梶 英一郎（60期）　●Eiichiro Kaji

当協議会は、2016年1月29日、クレオにて、シンポジウム「『医療紛争の適切な法的評価と手続選択』～最近増えてきた歯科事例を題材にして～」を開催した。

近時、医療紛争において歯科事例の占める割合が大きくなったと言われる。歯科事例では、患者が症状を自覚しやすく、ときには審美にも影響が出ることがあり、また、自費診療では高額の費用を負担していることも多いため、患者の被害感情が大きくなりがちである。その一方で、歯科事例では、一般の医事紛争に比べて生命侵害や後遺障害を残す事例は少なく、損害額が高額とならないことが多いため、弁護士として適切な損害評価と紛争解決手続の選択を行わなければ、解決が困難となったり、依頼者に過度の負担をかけてしまったりすることも考えられる。本シンポジウムは、かかる問題意識を基礎にして、歯科事例を題材に医療紛争の適切な法的評価と手続選択について考察することを目的として開催された。

本シンポジウムでは、まず、基調講演として、東京地方裁判所民事第34部（医療集中部）部総括判事の相澤眞木判事および髙梨滋雄弁護士が講演を行った。

相澤判事は、「医療訴訟の適正迅速な審理のために」というテーマで講演を行った。歯科事例の特徴として、カルテ記載が簡略で診療経過が分かりにくいこと、ガイドライン等の文献が少なく医療水準が明確でないこと、医科に比べて相対的に損害額が低額であることが挙げられた。そして、代理人として、悪しき結果の原因となる医療行為の特定、医療行為に注意義務違反が認められるか否かの医学的調査、医療行為から悪しき結果が発生する医学的機序の検討を経て、注意義務の具体的特定や相当因果関係が認められる損害の特定を行うことが望まれること、これらを行うことがひいては医療紛争の適切な法的評価と手続選択の判断に資するのではないかとの見解が示された。

髙梨弁護士は、「歯科事例の評価と手続選択」というテーマで講演を行った。歯科事例に関する総論的な話のほか、患者側で活動する代理人として、治療類型毎に有責立証および損害立証をどのように行っていくのかといった問題意識について、過去の裁判例や医学的知見の紹介を交えて私見が示された。

続いて、基調講演者の二人に松井菜採弁護士と菊池不佐男弁護士を加え、当職がコーディネーターとなりパネルディスカッションを行った。

松井弁護士からは、医療ADRの利用状況、特に歯科事案の利用状況や本人申立て事案における和解成立に向けた工夫等について報告、意見の提示があった。菊池弁護士からは、医療機関側代理人として、患者側代理人によりいかなる準備がなされると話合いによる解決がしやすくなるか等の視点が示された。

本シンポジウムが、医事紛争、特に歯科事例を扱う代理人の参考となり、紛争の解決に資することとなれば幸いである。